

全建事発第 054 号  
令和 5 年 8 月 3 日

各都道府県建設業協会会长 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 奥村 太加典  
〔公印省略〕

## 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今後、資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される夏期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であります。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月29日国総建第100号)の策定等を通じ、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めています。

また、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号)の改正内容を反映した建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)では、建設業における働き方改革の促進を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する規定、労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が追加されています。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為はダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、建設業における担い手の確保や育成を困難にしている原因となりうるものであります。

加えて、建設業者の施工不良に関する問題が社会的に注目されるなど、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まっていきます。

以上のことと踏まえ、このたび国土交通省から本会に対し、関係法令、「工期に関する基準」(令和2年7月20日中央建設業審議会決定)、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努めるよう別紙1の通り、要請がありましたので、貴会会員企業の皆様に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

また、下請代金の決定に当たり、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う

場合の留意事項について（別紙2）も、併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、同日付で、都道府県建設業担当部局長、公共発注者の長及び民間発注者の長にも通知（別紙3、別紙4、別紙5）が送付されておりますので、参考までに添付しますので、併せてご周知くださいますようお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

- 別紙1 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別紙2 下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について
- 別紙3 【各都道府県宛て】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別紙4 【公共発注者宛て】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 別紙5 【主要民間団体宛て】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
- 参考 【概要】下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

（担当）事業部 山中  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp